

抜群の功勞	五 級			四 級			三 級			多大な功勞
	多大な功勞	特に顕著な功勞	抜群の功勞	多大な功勞	特に顕著な功勞	抜群の功勞	多大な功勞	特に顕著な功勞	抜群の功勞	
円六、〇〇〇、〇〇〇	円二、一〇〇、〇〇〇	円三、七〇〇、〇〇〇 円四、〇〇〇、〇〇〇 円五、四〇〇、〇〇〇	円六、九〇〇、〇〇〇	円二、四〇〇、〇〇〇	円四、二〇〇、〇〇〇 円六、三〇〇、〇〇〇	円八、一〇〇、〇〇〇	円二、七〇〇、〇〇〇	円四、七〇〇、〇〇〇 円七、一〇〇、〇〇〇	円九、〇〇〇、〇〇〇	円三、〇〇〇、〇〇〇
円七、五〇〇、〇〇〇	円二、六〇〇、〇〇〇	円四、六〇〇、〇〇〇 円六、八〇〇、〇〇〇	円八、六〇〇、〇〇〇	円三、〇〇〇、〇〇〇	円五、三〇〇、〇〇〇 円七、九〇〇、〇〇〇	〇一〇、一〇〇、〇〇〇	円三、四〇〇、〇〇〇	円五、九〇〇、〇〇〇 円八、九〇〇、〇〇〇	〇一〇、三〇〇、〇〇〇	円三、八〇〇、〇〇〇

三 この規則は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用することとした。

八 級			七 級			六 級		
多大な功勞	特に顕著な功勞	抜群の功勞	多大な功勞	特に顕著な功勞	抜群の功勞	多大な功勞	特に顕著な功勞	抜群の功勞
円一、三〇〇、〇〇〇	円二、二〇〇、〇〇〇 円三、三〇〇、〇〇〇	円四、二〇〇、〇〇〇	円一、五五〇、〇〇〇	円二、七〇〇、〇〇〇 円三、九〇〇、〇〇〇	円五、〇〇〇、〇〇〇	円一、八〇〇、〇〇〇	円三、〇〇〇、〇〇〇 円四、六〇〇、〇〇〇	円四、六〇〇、〇〇〇
円一、六〇〇、〇〇〇	円二、八〇〇、〇〇〇 円四、一〇〇、〇〇〇	円五、三〇〇、〇〇〇	円一、九〇〇、〇〇〇	円三、四〇〇、〇〇〇 円四、九〇〇、〇〇〇	円六、三〇〇、〇〇〇	円二、三〇〇、〇〇〇	円三、九〇〇、〇〇〇 円五、八〇〇、〇〇〇	円五、八〇〇、〇〇〇

規 則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表を次のように改める。

功 勞 の 程 度	支 給 額
一 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	二二、〇〇〇、〇〇〇円
二 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一五、六〇〇、〇〇〇円
三 特に顕著な功勞があると認められる者	一一、三〇〇、〇〇〇円以下 七、五〇〇、〇〇〇円以上

四 多大な功勞があると認められる者

四、一〇〇、〇〇〇円

別表第二の表を次のように改める。

功勞の 程 度	功勞の程度及び障害の等級による支給額		
	障害の等級	功勞の程度	支給額
一 級	一五、六〇〇、〇〇〇円	(一) 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一一、三〇〇、〇〇〇円
		(二) 特に顕著な功勞がある者	五〇〇、〇〇〇円以下
二 級	一二、九〇〇、〇〇〇円	(一) 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一〇、一〇〇、〇〇〇円
		(二) 特に顕著な功勞がある者	六〇〇、〇〇〇円以下
三 級	一一、三〇〇、〇〇〇円	(一) 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	九〇〇、〇〇〇円以下
		(二) 特に顕著な功勞がある者	九〇〇、〇〇〇円以下
四 級	一〇、一〇〇、〇〇〇円	(一) 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	九〇〇、〇〇〇円以下
		(二) 特に顕著な功勞がある者	三〇〇、〇〇〇円以下
五 級	八、六〇〇、〇〇〇円	(一) 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	八〇〇、〇〇〇円以下
		(二) 特に顕著な功勞がある者	六〇〇、〇〇〇円以下
六 級	七、五〇〇、〇〇〇円	(一) 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	八〇〇、〇〇〇円以下
		(二) 特に顕著な功勞がある者	九〇〇、〇〇〇円以下

七 級	六、三〇〇、〇〇〇円	上三下四	九〇〇、〇〇〇円以 四〇〇、〇〇〇円以	一、九〇〇、〇〇〇円
八 級	五、三〇〇、〇〇〇円	上二下四	一〇〇、〇〇〇円以 八〇〇、〇〇〇円以	一、六〇〇、〇〇〇円

功 勞 の 程 度 に よ る 増 額

特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が一級に該当するものについては、一級の最高額に一、六〇〇、〇〇〇円を加算することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鳥取県消防
顕彰金条例施行規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十九号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）
の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イの(1)中「第一条の二第二項」を「第一条の五第一項」
に改め、同号イの(2)中「第一条の二第二項」を「第一条の五第二項」に改
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。